

金城小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

(1) いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法) より

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いつでもどこでも 起こりうる問題である。問題が起こった場合、全校体制で取り組むようにする。そして、いじめを起ささないための未然の防止策・早期発見・早期対応を行うようにする。

2 学校におけるいじめ防止対策

(1) 児童支援委員会

校長・教頭・生徒指導主事・各学年担当・特別支援コーディネーターを中心に毎月1回生徒指導に関する連絡会を行う。

(2) 職員会議および研修会

必要に応じ職員会議の場や研修会等を利用し学年・学級の様子、児童一人一人の情報交換を行ったり共通理解の場を設定する。

(3) 学年・学級

毎月の実態調査アンケート、日記、保護者からの情報提供、児童理解のための日常会話のなどから、児童の普段の様子を確認しておく。

3 教育課程におけるいじめ防止の取り組み

(1) 各教科において、支持的風土のある授業づくりに取り組む。

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる

(2) 小中一貫教育において、金城中学校との連携した取り組みを行う。

- ・金城中学校の生徒指導主事を中心とした連携・共通理解を行う
- ・児童会を中心に交流会を持つ。(特別活動)

4 いじめの早期発見・早期対応

いじめの早期発見・早期対応(基本的認識)

いじめ…どの子にも、どの学校でも起こり得る➡・しない、させない、見逃さない！
・いじめられている子の立場に立ち、徹底して守り通す

いじめの認知までの流れ

・大切なことは、いじめにつながる可能性のあるすべての事例に対し、適切に対応することである

①いじめの可能性を広く把握

②学校としての調査・指導

③学校が判断

- アンケート調査
- 子ども・保護者からの訴え
- 教職員による発見等

5 いじめに係る情報収集・実態の把握

- (1) 教師が日頃から児童理解、観察に努める。
- (2) 児童との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応する。
- (3) いじめに関する情報収集及び実態把握の方法
 - ① いじめアンケート調査等
 - ② 個人面談
 - ③ 日常的な観察
 - ④ メモ日記
 - ⑤ その他

迅速かつ組織的に行う

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、児童支援委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。